

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること	1
2 - 老朽化したビル等の建て替え等を推進するため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業における届出日を、工事着工の60日前から30日前に短縮すること	1
3 - 地域における環境変化に柔軟に対応するため、鳥獣保護区の存続期間を「20年以内」から「5年以内」に早めること	1
4 - 外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること	2
5 - 車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと	2
6 - 多様な理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること	2
7 - 不動産業の販路拡大や都市部から地方への移住を推進するため、不動産取引における「インターネットを活用した重要事項説明」を早期に実現すること	3
8 - 若年層の雇用拡大等を図るため、自動車教習指導員と技能検定員の受験資格の年齢要件を緩和すること	3

9 -	タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること	3
10 -	介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における対象職種を追加すること	4
11 -	中小企業の知財活用を推進するため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、要件の緩和と対象の拡大を図ること	4
12 -	意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること	4
13 -	模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること	5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 5月18日	27年 6月1日	環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること	<p>【要望内容】 スマートメーターから分電盤までの電線における、2MHzから30MHzの周波数帯の使用</p> <p>【理由】 電力用の電線を利用した通信を行う際、電気自動車等とつながった屋外電線では、2MHzから30MHzまでの高速通信用の周波数帯の使用が認められている一方、同じ屋外であってもスマートメーターからブレーカーまでの電線では認められていない。 エネルギーの効率的利用を図るとともに、近い将来、高速通信によるスマートホームやスマートシティづくりの推進が期待されるため、スマートメーターからブレーカーまでの電線においても高速通信用の周波数帯の使用が可能となるよう、国際先端テスト等による検討を行うべきである。</p>	日本商工会議所	経済産業省
2	27年 5月18日	27年 6月1日	老朽化したビル等の建て替え等を推進するため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業における届出日を、工事着工の60日前から30日前に短縮すること	<p>【要望内容】 「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業について、届出日を工事着工前の60日前から30日前への短縮</p> <p>【理由】 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事などの開発事業を行う場合には、事業着工の60日前に、地方自治体の教育委員会を通じて文化庁長官へ届け出なければならないが、急な案件でも速やかな着工ができず、老朽化したビルの建て替えの妨げになっている。</p>	日本商工会議所	文部科学省
3	27年 5月18日	27年 6月1日	地域における環境変化に柔軟に対応するため、鳥獣保護区の存続期間を「20年以内」から「5年以内」に早めること	<p>【要望内容】 鳥獣保護区の存続期間を20年以内から5年以内に改訂</p> <p>【理由】 鳥獣の特別保護地区内では一定の開発行為が禁止されているが、20年近く前の状況を踏まえて設定されており、過度な保護により、野生動物が増え、一般市民が害獣の被害に遭うなど、生活の平穏が脅かされている。また地域内の都市開発が進まないなどの弊害も起きていることから、現在の環境変化に合わせて見直しを行う必要がある。</p>	日本商工会議所	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	27年 5月18日	27年 6月1日	外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること	<p>【要望内容】 在留資格要件における実務経験の短縮化等</p> <p>【理由】 「技術・人文知識・国際業務ビザ」のうち、「技術」および「人文知識」の発給を受けるためには、「大学卒者又は10年の実務経験」が必要とされている。外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため、在留資格要件における実務経験年数の短縮化を図ることが求められる。</p>	日本商工会議所	法務省
5	27年 5月18日	27年 6月1日	車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと	<p>【要望内容】 「車椅子専用トライク」の構造の実態に合わせ、「側車付き二輪自動車」の保安基準から「またがり式の座席」「運転者席の側方が開放された」の要件を外すこと</p> <p>【理由】 新たに開発された車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」は、障害者の利便性向上に寄与する有用な車両となり得る。一方で、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示において、側車付二輪自動車(トライク型)は、「またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車」と定められている。しかし、本来座席のある位置に車椅子のまま乗車する「車椅子専用トライク」に、「またがり式の座席」は不要であり、また、「側方を開放」しても車椅子では側方から乗車できないだけでなく、側方が開放されていない方が転倒した際のリスクも小さい。</p>	日本商工会議所	国土交通省
6	27年 5月18日	27年 6月1日	多様な理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること	<p>【要望内容】 「理・美容車」に関する国による統一基準の設定</p> <p>【理由】 理容業・美容業では、店舗とは別に、移動車両を活用したサービスの提供が認められている。しかしながら、地方自治体によって店舗型の「理・美容所」最低面積基準を、そのまま「理・美容車」にも適用しているケースがあり、都市部などの駐車スペースの狭い場所で理・美容車を駐車できず、在宅介護が必要な高齢者等からの注文に応えられないといった事態が発生している。また、その基準も、都道府県によってさまざまとなっていることから、国が統一的な基準を示すガイドラインを作成する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	27年 5月18日	27年 6月1日	不動産業の販路拡大や都市部から地方への移住を推進するため、不動産取引における「インターネットを活用した重要事項説明」を早期に実現すること	<p>【要望内容】 宅地建物取引に関する重要事項説明方法の拡大を早期に実現すること 現行:対面 → インターネット</p> <p>【理由】 宅地建物取引に関する重要事項説明は、宅地建物取引業法により取引の相手方に対し直接書面を交付し対面での説明を要することとされている。現在、ITを活用した対面以外での重要事項説明について、社会実験に取り組むこととされているが、地方の中小・小規模の不動産業者が遠隔地まで販路を拡大でき、かつ、地方移住を推進することができるよう、この取り組みを加速して早期に実現すべきである。</p> <p>(注)国土交通省が設置した「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会(平成26年4月～12月)」において「IT活用を活用した対面以外での重要事項説明について社会実験に取り組む」こととされた。 (注)平成27年夏頃から最大2年間、具体的な社会実験を行う予定。</p>	日本商工会議所	国土交通省
8	27年 5月18日	27年 6月1日	若年層の雇用拡大等を図るため、自動車教習指導員と技能検定員の受験資格の年齢要件を緩和すること	<p>【要望内容】 自動車教習指導員(現行21歳以上)、技能検定員(現行25歳以上)の受験資格の年齢要件の緩和</p> <p>【理由】 現在、自動車教習指導員や技能検定員の受験には、実務経験は問われず、それぞれ21歳、25歳であれば受験できる。意欲ある若年層の雇用拡大、活躍推進の観点から、高校新卒者がすぐに自動車教習所に就職できるよう、自動車学校による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験年齢を引き上げる必要がある。</p>	日本商工会議所	警察庁
9	27年 5月18日	27年 6月1日	タクシー等の運転手不足を解消するため、第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること	<p>【要望内容】 第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)の緩和</p> <p>【理由】 自動車運転における新技術の導入(オートマチック車、GPSカーナビゲーションシステム、衝突防止装置)により、タクシー運転手が利用できる技術は格段に進歩している。タクシー業界における人手不足、特に東日本大震災の被災地では深刻であり、高卒新卒者がタクシー会社ですぐに就業できるよう、自動車学校等による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験資格の要件を見直す必要がある。</p>	日本商工会議所	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
10	27年 5月18日	27年 6月1日	介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における対象職種を追加すること	<p>【要望内容】 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>【理由】 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じた「人づくり」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に移転するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。 また、今後、外国人旅行者のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。</p>	日本商工会議所	厚生労働省 経済産業省
11	27年 5月18日	27年 6月1日	中小企業の知財活用を推進するため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、要件の緩和と対象の拡大を図ること	<p>【要望内容】 特許料の減免制度の対象拡大 従業員:20人以下(設立10年未満)→ 従業員300人以下 対象:「特許」のみ→「実用新案、意匠、商標」まで拡大</p> <p>【理由】 ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、従業員20人以下の企業に限らず、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするとともに、実用新案、意匠、商標も対象とすべきである。</p>	日本商工会議所	経済産業省
12	27年 5月18日	27年 6月1日	意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること	<p>【要望内容】 意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること</p> <p>【理由】 特許については中小企業であれば早期審査が利用可能だが、意匠および商標については、権利化について緊急性を要する等の条件がついている。中小企業であれば利用可能とすべきである。</p>	日本商工会議所	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
13	27年 5月18日	27年 6月1日	模倣品の輸入差止め の申立書に添付 する特許庁の判定 書の発行期間を短 縮化すること	<p>【要望内容】 模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間の短縮化</p> <p>【理由】 模倣品の差止めには、輸入差止申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。</p>	日本 商工 会議 所	経 済 産 業 省